

## 【報告】

## ・【第29回 CIEC サタデーカフェ】

テーマ：情報教育の学習ツールに 360° 全円周画像を活用できるのか？

開催日：2024年1月20日(土)20:00-21:00

開催形態：ZOOM によるオンライン開催

主催：小中高部会

## ・【第30回 CIEC サタデーカフェ】

テーマ：SARTRAS 共通目的事業による著作権学習教材の制作と公開

開催日：2024年2月17日(土)20:00-21:00

開催形態：ZOOM によるオンライン開催

主催：小中高部会

## ・【第31回 CIEC サタデーカフェ】

テーマ：今後の多文化共生社会に向けた授業づくり、学校の取り組み

開催日：2024年4月20日(土)20:00-21:00

開催形態：ZOOM によるオンライン開催

主催：小中高部会

## ・【第32回 CIEC サタデーカフェ】

テーマ：ソーシャルメディアを通じたコミュニケーションにおける露出と覗き

開催日：2024年5月18日(土)20:00-21:00

開催形態：ZOOM によるオンライン開催

主催：小中高部会

## ・【CIEC 第131回研究会】

テーマ：Towards a Global Digital Infrastructure for Close-to-Practice Research in Education  
(教師の知恵を結集する：Camtree のデジタルライブラリで教育を革新)

開催日：2024年6月9日(日)17:00-18:30 (日本時間)

開催形態：ZOOM によるオンライン開催

主催：国際活動委員会 (共催：生協職員部会・小中高部会)

## 【第29回 CIEC サタデーカフェ】

## 【開催概要】

開催日：2024年1月20日(土)20:00-21:00

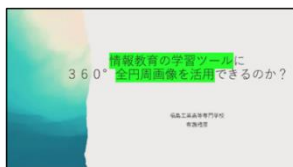
スピーカー：布施雅彦氏(福島工業高等専門学校)

テーマ：情報教育の学習ツールに 360° 全円周画像を活用できるのか？

会場：Zoom によるオンライン開催

プログラム：20:00-20:15 【話題提供】

20:15-21:00 【フロアとのフリーディスカッション】

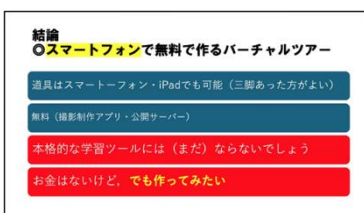


2024年第1回目となる、第29回 CIEC サタデーカフェは「情報教育の学習ツールに 360° 全円周画像を活用できるのか？」をテーマに、福島工業高等専門学校の布施雅彦氏による話題提供となりました。最初のスライドで、今日の結論を言われました。それは「スマートフォンで無料で作るバーチャルツアー」でした。現在では、本格的な学習ツールにはまだならないようですが、「お金はないけど、でも作ってみたい。」という方には一度試してほしいということでした。まず、バーチャルツアー画像の紹介をされました。代表的なものとして、「日本科学博物館」や「姫路城」のバーチャルツアーです。それぞれの建物の中をすべて見るこ

ができ、非常に実感的なものでした。また布施氏の地元いわき市の、「いわき市デジタルミュージアム」の事例を挙げられ、3Dスキャンのフタバズキリュウの骨格見本の360度回転画像や国宝である白水阿弥陀堂のバーチャル画像を見せていただきました。さらに、布施氏に関わっておられるものとして、「いわき市石炭化石館」でのバーチャルツアーの画像を紹介され、これについては布施氏の学生による制作のようで、石炭化石館がコロナによって臨時休館を余儀なくされ、その影響もありバーチャルツアーを公開してもらえたようになったということで、単なるツアーだけではなく、重要なポイントではガイド動画で説明を見ることができるようになっています。これ以外には、「いわき市小中学校版画展」のバーチャルツアーの制作にも取り組んでおられ、コロナの影響で現地へ行くことができない人たちに向けて公開されているようです。また、「いわき市芸術文化会館総合案内マップ」では、施設案内リーフレットにQRコードが載せられており、そこにアクセスすると案内ツアーが見られるようになっています。

さて、高校での情報科の必修教科目が「情報Ⅰ」となり、プログラミングなど論理的思考・創造想像力・問題解決に重きが置かれ、PCを使っての情報活用能力の育成、コンピュータやアプリの使い方、またそれらを使って何をするのかを考えるといったものが減少していると感じておられるようです。「コンピュータを使ってみたいと思ひ、いろいろ始めた人間からすると理論的なことが増え、スキル面が減っているという感じで少し悲しい。」ともおっしゃられています。PCという観点で見ても知識中心になり、実用的な観点のものがなくなりつつあると指摘され、写真加工やデザイン等の作業に至っては、専門家だけが学ばばよいという雰囲気になっていると感じておられるようです。ワードやエクセル、パワーポイントなども、教科書での扱いはかなり減っているが、データサイエンスが脚光を浴びている関係で、エクセルのみ少し需要が上がっているように感じるというお話もありました。

全円周画像についてはかなり前から取り組んでおられ、学生に作らせたり地域と連携したりして活動しておられます。しかし、現在では技術も発達し、スマートフォンでバーチャルツアー画像を無料で作れるようになってきたのでそれを紹介したいということでした。かつてはカメラも円球型のものなど高価なものが多かったのですが、これがスマートフォンで代用できるようになっているそうです。また、サーバーも、有料であれば多くの企業から提供されているようですが、Matterport社の提供するサービスでは、機能制限はあるものの、無料でできるプランも用意されているそうです。さらに、福島県の大鏡閣という観光施設では、施設の都合上、三脚を置くことができないことから、スマートフォンを用いた手持ちでの撮影にチャレンジされたとのことでした。当然、ずれは生じるので、補助具をうまく使っ



て、できるだけずれの少ない画像が撮れないかと思案しているところだそうです。また、身近な活用事例として、デジタルツイン機能を用いると、バーチャルとリアル合成が可能であるということで、実際にアパートの間取りをスマートフォンで撮影し、その映像をPCで起動させた画面上で長さを測ることができる機能も紹介されたところで、話題提供が終了となりました。(これらで紹介された事例については、リンクの提供もいただきました。)

ここからは、質疑応答に移りました。「スマートフォンを用いて様々な物の長さが測れる機能は、家庭科でも使えそう。」という話が出され、「建築や不動産関係の人はよく使っているのではないか。本来ならより性能のいいカメラを用いると誤差も少ない。」との答えでしたが、「学校教育ではそんな厳密さを求めることはなく、それよりも安価で簡単にできる方がよい。その手法を用いて専門家が行っていることを体験できることが大切。」とも言われ、「サーバーの契約は、無料プランではできることとできないことがあるので、実際に検証した方がいい。自動だからとても便利であることと、逆にカスタマイズできなくなっていて困ることもある。」と布施氏は言われています。また別の参加者からは、「社会の教員としては、これまでいろいろな所に出かけては写真を撮って帰り、それを生徒に授業で見せていたが、ただ写真を見せるのではなく、360°で見られる画像を提供できるのはとてもよい。生徒たちにとって、自分が見たい角度に合わせて画像を見ることができるといって魅力を感じた。」と話され、「これは対象物が動いていても大丈夫なのか。」という質問に布施氏は、「対象物が止まっているものに対して撮影するのが普通で、動いているものを撮影するには両面にレンズが付いたアクションカメラを用いた方がいい。」ということでした。さらに機能面についての質問では、「画像の処理速度は、枚数が少なければ15分ほどで処理できるが、写真が多くなると一晩かかることもある。また他の競合サービスとしては、現在のところ、無料プランで、スマートフォンでの撮影に対応し、自動で合成画像を生成してくれるのはMatterport社しかないと思う。」というお答えでした。

今回、14名の参加で、テクニカルな内容の話題だったのですが、とても興味深いお話でした。これまでは、機器をきちんとそろえたプロしかできなかったことでしたが、誰でも手軽に挑戦できる時代がもうそこまで来ているということを改めて感じました。そういう意味では、小中学校でのGIGA端末を用いての教育活動でも応用できる事例ではないかと感じたところです。今回の話題提供者である布施氏を始め、ご参加頂いた方々にこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。(文責：平田義隆)

## 【第30回CIECサタデーカフェ】

### 【開催概要】

開催日：2024年2月17日(土)20:00-21:00

スピーカー：布施泉氏(北海道大学)

テーマ：SARTRAS 共通目的事業による著作権学習教材の制作と公開

会場：Zoomによるオンライン開催

プログラム：20:00-20:15【話題提供】  
20:15-21:00【フロアとのフリーディスカッション】



第30回CIECサタデーカフェは「SARTRAS 共通目的事業による著作権学習教材の制作と公開」をテーマに、北海道大学の布施泉氏による話題提供となりました。「SARTRAS（サートラス）」とは一般社団法人である授業目的公衆送信補償金等管理協会の略称です。そのSARTRASでは共通目的事業を展開しており、集められた授業目的公衆送信補償金の一定割合を『著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業』に支出しなければならない。』と著作権法で定められているようで、その一部が共通目的事業に充てられているそうです。今回は、布施氏をはじめとする大学教員グループでこの事業の一環として取り組まれた著作権学習教材の制作および公開についてのお話を伺いました。そもそも、「授業目的公衆送信補償金」というのは、第三者の著作物に対してそれらを授業の過程で公衆送信するために支払う補償金のことを指しており、校種により定められている1人あたりの価格を学校設置者がSARTRASに支払う仕組みのことです。布施氏はAXIES（大学ICT推進協議会）のプロジェクトメンバーとして共通目的事業への応募に関わっておられ、2022年度に採択を受け、2年間かけて著作権教材の開発を行っておられるそうです。ここでは、教員向け教材と学生向け教材を開発されているようで、「すぐわかる著作権と授業」という冊子や「基礎から学ぶ著作権」という動画を制作されています。著作権は少し理解しにくい面もあるということから、その制作では、著作権法35条（授業の過程での他者の著作物の利用）の運用を中心とした、教育現場での適正な著作権処理について理解を促すことを目的に、わかりやすい教材の開発を心がけておられます。また、教材として自由に利用できるライセンス（CCライセンス）のもので、教員向けおよび学生向けのコンテンツの開発を進められています。「基礎から学ぶ著作権」動画では現在8編を公開し、追加15編が用意され、様々なトピックで学習できるようになっています。制作については弁護士にも監修いただいているということで、安心して使ってもらえる出来になっているということでした。さらに、出演されている役者さんのインタビュー動画もあり、メイキング動画ということで作られているようなのですが、そこでは役者さんのおすすめ動

画が紹介されており、役者さんが実際に演じられて感じた生の声を聞くことができます。最後に、これを踏まえて、今日参加されている先生方といろいろな情報交換をできればと提起されたところで話題提供は終了しました。

ここからは、質疑応答に移りました。最初は、「ここで制作された動画については、SARTRASへの支払いなどをせずに使用してもよいのですか？」という質問が出され、「こちらで提供しているコンテンツについてはすべてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスで公開しているものなので支払いは気にしなくても大丈夫です。動画は改変不可ですが、どんどん使っただけければ」というお答えでした。また、「動画リストにあるAIに関するものに興味があります。いま現場でsunoという歌詞を入力すればAIで楽曲を作ってくれるというものがあり、それを使って、学校で過ごした思い出を一言ずつ集めて、それを歌詞にして楽曲を作り、できた音楽は誰のものなのかという授業をしてみたいと考えています。まだよくわかってないところなので、年次更新で膨らんでいくことを期待しています。」という発言に、「文化庁で、『AIと著作権に関する考え方について』の素案についてのパブリックコメントが締め切られたところですので、生徒たちにこういったことが話題に上がっていることを示すのもいいかもしれませんね。私達の動画では作ってしまうとなかなか変えられないので、AIを動画の話題としてあげるのは難しいです。」と答えられ、それに加えて、「素案を見ている限りでは、創作的に人が絡まない限りは著作物性がないという方向で行くのではないかという感じはします。ただ、どこまでいくと創作的な寄与と考えるかということも書かれているのですが、私は個人的にあまり賛成できないところもあるので、今後著作権法がどのように変わっていくのか注視したいと思っています。」ということでした。また、「私は、いろいろと教材を用いながら、学生に対して著作権教育を行っていますが、先生によっては、著作権というものを正しく意識しておられない感じがします。他校ではどうなのか、また、どのようにそれを啓蒙していけばよいとお考えですか？」という質問が出され、「今回制作した冊子で基本的には教員向けの制作物は完了しているのですが、この冊子の内容は、CCライセンスの下で自由に改変して使ってもらってもよいということにしておき、かなり読みやすい仕上がりになっているので、ぜひこれをお使いいただいて、啓蒙活動していただければと思っています。」とのことで、「大学のFDなどでもテキストにいただければいいのでは。」ともおっしゃられました。「この冊子等を制作され、配布される中で、先生方の意識はどのようなかということを開かれる機会はありましたか。」という質問では、「配布している冊子についてはかなり好評でした。Web版では著作権クイズや吹き出しのクリックで詳しいことも載せているのでそこも見ていただければより詳しい理解につながると思います。」といわれ、「実際、学校の先生から音楽会についての質問をいただき、そういった具体的な事例で、注釈が冊子に追加された（担当者から）聞いています。」ともおっしゃっておられました。このあと、著作権の解釈に関する話に発展し、「学校現場でいろいろな先生から、

制作中の動画教材（基礎から学ぶ著作権）の内容ちり見		
・出演役者さんのインタビュー集（主演5名・メイキング）を公開予定		
～出演役者さん～		
～おススメの教材～		
～メッセージ～		
2022年度制作・公開済み	所要時間	対応学年
1 何もかも著作権とは	1分半/6分	高校1～3年生
2 著作権を公衆に送信する権利	3分半/6分	高校1～3年生
3 著作権が持つ人格的な権利	3分半/6分	高校1～3年生
4 著作物の保護範囲と利用の仕方	3分半/6分	高校1～3年生
5 著作権教育から学校現場の深い権利ルール	2分半/6分	高校1～3年生
6 SNSで著作権侵害？	1分半/6分	高校1～3年生
7 利用規約を読みましょ！	1分半/6分	高校1～3年生
8 引継ぎについて学ば	2分半/6分	高校1～3年生
制作中の動画教材（基礎から学ぶ著作権）の内容ちり見		
最新タイトル（2022年3月15日時点）	所要時間	対応学年
9 映画『青春映画』著作権が侵害されたとき	1分半/3分	高校1～3年生
10 音楽『音楽祭』著作権が侵害されたとき	2分半/3分	高校1～3年生
11 クラウドサービスの著作権	2分半/4分	高校1～3年生
12 どこまで許して大丈夫？ 学業目的のスクリーンショット	2分半/4分	高校1～3年生
13 著作権法に違反しないように授業の動画をアップロード	3分半/5分	高校1～3年生
14 その権利、譲渡して大丈夫？	2分半/5分	高校1～3年生
15 権利の譲渡とライセンス	2分半/5分	高校1～3年生
16 権利の譲渡とライセンス	3分半/5分	高校1～3年生
17 著作権法で定められている権利 知的財産権	3分半/7分	高校1～3年生
18 著作権法で定められている権利 知的財産権	2分半/7分	高校1～3年生
19 二次著作物ってどんなもの？	2分半/7分	高校1～3年生
20 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	2分半/7分	高校1～3年生
21 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
22 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
23 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
24 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
25 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
26 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
27 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
28 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
29 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
30 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
31 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
32 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
33 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
34 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
35 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
36 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
37 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
38 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
39 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
40 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
41 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
42 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
43 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
44 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
45 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
46 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
47 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
48 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
49 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
50 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
51 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
52 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
53 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
54 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
55 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
56 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
57 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
58 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
59 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
60 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
61 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
62 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
63 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
64 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
65 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
66 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
67 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
68 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
69 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
70 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
71 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
72 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
73 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
74 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
75 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
76 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
77 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
78 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
79 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
80 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
81 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
82 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
83 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
84 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
85 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
86 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
87 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
88 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
89 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
90 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
91 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
92 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
93 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
94 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
95 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
96 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
97 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
98 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
99 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生
100 著作権法で定められている権利 権利の譲渡	1分半/7分	高校1～3年生

『これって著作権的に大丈夫なの？』と聞かれることも多いが、法律の解釈は難しくなかなか判断できないことも多いです。学校で当たり前のように行われていることでも本当にそうしないといけないのかと思ひ、モヤモヤすることがあります。」という話や、「学校現場で著作権のこと聞くと、最終的には著作者の判断になってしまうので、『このようにしておいた方が無難なのでしょうね。』ぐらいにしか答えられないのがいつも困っているところではあります。」という話が出されました。また、「著作権がわかったというのはどういうことを指すのか、どういう状態が理解できる人になっているのかということを考えています。授業では事例ばかり取り上げていて、態度は伴っているのかと感じることも多いです。」という質問には、「私自身もわかっているかと言われれば、まだまだわかっていないことも多いのですが、まずは著作権とはどういうものなのかは知ってほしいです。その上で何かを創作したときに、文芸、学術、美術などのカテゴリーはありますが、創った人をきちんとリスペクトすることも大切だと思います。また、著作権は登録の必要がない無方式主義になっていますが、作文を書いたり、絵を描いたりという作る側にもなるというところがあり、その作る側と使う側のバランスをきちんと考えなくてはならないと思っています。そうでないと社会としてよくないことが起こるというところは理解してほしいと思っています。年代に応じて理解の程度が異なりますが、とても大切なことだと思っています。」というお答えでした。

今回は12名の参加でしたが、とても内容の濃いサタデーカフェとなりました。最後にもありましたが、著作権について、どのような状態になればわかったと言えるのかという質問が、著作権教育の本質をついているのではないかと感じました。著作者に敬意を評し、文化を発展させていくという思いを持つことが大切だと改めて感じました。今回の話題提供者である布施氏を始め、ご参加頂いた方々にこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。(文責：平田義隆)

## 【第31回 CIEC サタデーカフェ】

### 【開催概要】

開催日：2024年4月20日(土)20:00-21:00

スピーカー：道下あかね氏(東大阪市立枚岡西小学校)

テーマ：今後の多文化共生社会に向けた授業づくり、学校の取り組み

会場：Zoomによるオンライン開催

プログラム：20:00-20:15【話題提供】

20:15-21:00【フロアとのフリーディスカッション】

### 今後の多文化共生社会へ向けて

～多文化共生教育の授業開発・学校全体の取組～

東大阪市立枚岡西小学校 教諭  
道下 あかね

第31回 CIEC サタデーカフェは「今後の多文化共生社会に向けた授業づくり、学校の取り組み」をテーマに、東大阪市立枚岡西小学校の道下あかね氏による話

題提供となりました。道下氏は大阪府の小学校教員で、外国語(英語)専科として勤務されておられます。昨年度は1年間、京都教育大学教職大学院に在籍され、本日のテーマである多文化共生について研究されていました。

最初に、道下氏の自己紹介、ならびに東大阪市の紹介からスタートしました。そこで紹介されたのが、「在留外国人数」のグラフなのですが、平成25年度は約200万人だったのに対し、コロナ禍で一旦減少したものの、令和5年度では約322万人にまでなっているというものでした。また国別に見ても、ベトナム人が急増しているようで、それは東大阪市でも例外ではないようです。東大阪は下町文化の残る地域ということもあり、工場勤務などをされる外国人も多くなっているようです。そのような状況の中、道下氏は、大学時代に国際理解教育に出会われ、また、オーストラリアでの語学研修の経験や、前任校での日本語指導加配教員等の経験もあり、さらに、昨年度の教職大学院での経験も大きく影響し、多文化共生社会に興味を持たれたそうです。勤務校も外国にルーツのある子どもが多く、勤務の都合上、隣の枚岡東小学校の6年生も担当されているようです。勤務校自体は、多文化共生教育に理解もあり、学校目標にも人権教育などが掲げられています。こちらの学校には昨年度実績で、合計26名の外国籍の子どもが在籍しておられるそうです。そういったこともあり、東大阪市では給食の献立にも多様化を意識した海外のメニュー(例えば豚キムチなど)が提供される日もあるようです。

授業では、1年生でハングルカルタに親しむ実践がされています。今まで習った言葉を実践で使い、ハングルに親しみながら授業をされているそうです。そういった活動は教室内だけでなく、成果物を廊下などにも貼り出し、子どもたちが全員見られるように工夫もされているそうです。そのような中で、道下氏はすべてのルーツの子どもたちが共に生活・学習する中で言葉を使ってやり取りできることを目標としていることから「多言語カルタ」の実践に取り組んでおられます。

当然、学校によって子ども

のルーツも異なるため、使用言語も変えている

そうです。カルタは取札にその絵を描き(例えば

りんごの絵など)、読み札には、子どもたちの

使用言語(日本語、韓国語、中国語、ベトナム語

など)をすべて書き、ルーツの異なった子ども

たちが混ざり合っ

て一緒に取り組むものとなっています。カルタに集中して

取り組み、いろいろな国の言語に触れられると言った

成果がある一方で、教師がすべて読み上げ、わからない

言語も多く、Google 翻訳に頼っていたが、それが間違

っているなど課題も多かったそうです。それを踏まえ、

昨年度は大学院の実習校(6年生)で京野菜の描かれた

多言語カルタに取り組まれました。ここでは、読みにくい言語にカタカナでふりがなを付けたことなど、

### 多言語カルタ やり方

・1回目 教師側が読み手をします。  
(英語-英語-日本語 など)

・2回目 以降

読み手は外国にルーツのある児童が最初に行い、その後日本ルーツの児童にも体験してもらいます。外国にルーツのある児童にはつながらりのある国の言語、日本ルーツの児童には自由に言語を選択し、読んでもらいます。

(インドネシア語-インドネシア語-日本語 など)

多言語カルタ(くだもの)：3年生 取札



と、読みにくい言語にカタカナでふりがなを付けたことなど、

以前より工夫もされたそうです。また、他国の言語を先に読み上げ、その後日本語を読むと言った工夫も加えられたようです。偶然ですが、子どもたちが食育に取り組んでいる時期と重なり関連性を持たせたことや、工夫したことも生かせ、スムーズに行えたようです。今後の課題としては、多言語共生とは何かを問うことや、カルタの他の種類の開発、カルタ以外の多言語共生授業の開発(昨年度はアンコンシャス・バイアスに付いて実施されています。)、教科との関連付けなどが挙げられるようで、これらの課題が示されたところで、話題提供は終了となりました。

ここからは、参加者を交えての質疑応答の時間となりました。東大阪市では、他市よりもベトナムやインドネシアの方が増えていることについて何うと、現在通訳の方を探すのが困難になっているらしく、保護者懇談なども実施しにくく困っているということでした。技能実習生などとして個人で渡日しているというよりも、家族全員で渡日しているケースも増えているそうです。また、「ここで対象にしている方は、外国にルーツがあるといったくりだが、在日として二世や三世になっている人などの扱いについてはどうでしょうか。」といった質問では、「そういった方の集計も学校ではしているが、基本的には公表されるものではない。それぞれの人やそれぞれの学校でいろいろな状況を抱えている場合もあるので、扱いは慎重にしなければならぬと考えています。」というお答えでした。また、韓国語や中国語の中でもニュアンスの違いなどがあることへの対応についてはどうかという質問では、色々あることは承知しているが、今回は1つだけを扱うということでさせてもらったという回答でした。また「カルタを実践したことを通じて感じられたことを教えて下さい。」という質問には、「日本の子が他言語でカルタを読み、それをその言語をルーツとしている子どもが取札を楽しそうに取っている姿を見て、周りの子ども『取れてるやん!』などと楽しみながら取り組んでいる姿を見て、互いに心から理解し合っていることを感じた。勤務校では多文化共生教育を推進していることもあり、学校内でも違和感なく子どもたちが溶け込んでいる様子が見られる。外国にルーツのある子にも優しく、自分の思っていることが推進されていることがとても嬉しく思う。」と答えられています。これについては、子どもたちから好奇心が出てきたり、関心が出てきたりすることは大きいのではないかと話も出ました。みんな英語が苦手だと言いながら、一生懸命頑張って勉強している姿も見られているようです。ここで、今年度(まだ始まって2週間ということでしたが…)取り組んでおられる様子のスライドを拝見して、終了時間となりました。

今回は11名の参加で、参加人数は少なかったです。CIECでは大変貴重な小学校での実践をお聞きできた回となりました。勤務されている学校によって方針があり、子どものルーツを開示できるかどうかによっても授業の運営が異なることもあり、まだまだ苦労もされているようです。お話を伺って、大人が考える以上に、子どもたちの間には変な壁もないのでしょうか、このカルタを通じて、よりお互いを分かりあえるようになっていて、大変素晴らしいツールだと感じました。

おそらく、これからもっと多くの外国人が渡日して、日本人の人口が減少していくと予想される中、多文化共生教育の必要性について改めて考えさせられた回となりました。今回の話題提供者である道下氏を始め、ご参加頂いた方々にこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。(文責：平田義隆)

## 【第32回 CIEC サタデーカフェ】

### 【開催概要】

開催日：2024年5月18日(土)20:00-21:00

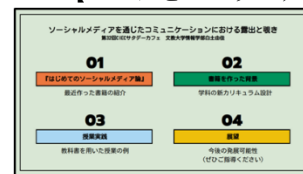
スピーカー：白土由佳氏(文教大学)

テーマ：ソーシャルメディアを通じたコミュニケーションにおける露出と覗き

会場：Zoomによるオンライン開催

プログラム：20:00-20:15【話題提供】

20:15-21:00【フロアとのフリーディスカッション】



第32回 CIEC サタデーカフェは「ソーシャルメディアを通じたコミュニケーションにおける露出と覗き」をテーマに、文教大学の白土由佳氏による話題提供となりました。2024年3月に「はじめてのソーシャルメディア論」という書籍を刊行されたということで、まずはこの書籍についてのお話から始まりました。この書籍の一番のポイントは、メディア研究の系譜に位置づけるということを意識して書かれたことだそうで、最初に身近な話題からスタートし、技術基盤の話を行い、そしてメディア論を展開していくという進め方になっています。またソーシャルメディア史についても詳しく扱い、ソーシャルメディアと社会構造(ネットワークサイエンスのお話)、文化、政治へと話は進んでいく構成です。体系的にまとめたこの本を、白土氏の講義テキストにしているそうです。次にこの書籍を作った背景について話されました。白土氏の勤務先である文教大学では4年に1度カリキュラムの見直しをすることになっており、2021年度からは「メディア表現領域」としていたものを「マスメディア領域」と「ソーシャルメディア領域」の2つに分けることになったそうで、後者の領域において、学科のカリキュラムを下支えする科目として「ソーシャルメディア論」を新規開講したそうです。そこでの授業内容をいろいろ考え、今回の著書の目次のような流れになったという背景があるそうです。そして、「ソーシャルリスニング」などの演習科目では、著書の第6章「ソーシャルメディアとコミュニケーション」、第7章「ソーシャルメディアと社会構造」、第8章「ソーシャルメディアと文化」に対して計量的にアプローチを行っていくと風と考えておられるようです。授業内では、スライドを使わずに動画や資料を見せながらテキストを表示しつつ、口頭で説明するというスタイルを取っておられるそうです。テキストをPDFファイルに落とし、大事なところに線

を引いて示して進めておられるそうです。また、テキスト中に QR コードを適宜配置しておられ、関連コンテンツやコラムのようなものを自分で調べられるように工夫されています。また著書の中では、すべての章で演習問題を準備されており、授業中に出した課題に対してその場でフィードバックすることで、自分がどのような傾向にあるのかなどを考えられるような設計にされているそうです。その後、授業実践についての事例についてのお話があり、最後にメディア論という観点からメディアリテラシー教育にどのような貢献が可能かなど今後の展望についてお話をされたところで話題提供が終了しました。

ここからは参加者を交えての質疑応答の時間となりました。まず出されたのが、「メディア論というのは難しいと思う部分があり、まずメディア論といえば、マクルーハンから入るが、彼がメディア論を書いたのは1986年で今から約40年前なので、今の大学生はきっと分からないだろうと思います。時代が変わっていくことで、メディア需要も変わるし、社会情勢でも変わってくるので、そういった難しさもあろうかと思えます。そのような中で、今回、大学講義用に教科書を作られた意図や苦労などがあれば聞かせてください。」という話に対して、白土氏は「私の中ではマクルーハンは偉人枠なのですが、実は、この本の著作に際し、工夫したところがあります。例えば、第3章のソーシャルメディア論の視座のところ、テレビ所有率のグラフを示しているのですが、『これと同じような形で急激に普及が進んでいるのは、皆さんの世代だとスマートフォンだね。だからその意味ではこの研究をしなければならないというのがマクルーハンにも通ずるよね。』という話はしています。また別の視点では、ソーシャルメディア史を入れているのですが、あえて最近(2020年以降)は、まだ学術的知見がたまっていないこともあり、意図して入れていません。『みんな教えてね。』という感じで授業をすると盛り上がりやすくなるということもあり、そのような姿勢を取っています。」とおっしゃっています。また別の質問で、「この本を作るにあたって、いわゆる陳腐化対策はどのようにされていますか。」という質問には、「出したそばから陳腐化すると感じたこともあり、この本を書いている途中に Twitter の名前が変わるなどということも起きたので、おっしゃる通りだと思います。実感がないというのが困るということで、授業としては、近未来をイメージするために映画の予告編を見るとか、サザエさんを題材に電話の話をするなど、そういうものを手がかりにすることもあります。」というお答えでした。また、「この本は10章構成ですが、15回の授業にどのように割り振っていますか。」という質問には、「10章のうち、第3章が大きいので2つに分け、ガイダンスと2回の試験と予備に1コマとっています。」と答えられました。また、

「学習目標はどのように設定されていますか。」という質問には、「1つはソーシャルメディアの視座を身につけることを目標に設定しています。もう1つは、ソーシャルメディアを歴史的な観点で整理し理解することを目標にしています。」とお答えでした。他にもいくつかお話はありましたが、このあたりで時間になり、終了となりました。

今回は15名の参加で、終始アカデミックな話題で盛り上がりました。私は中学校や高等学校で授業をしている立場ですが、参考になる話も多く、テキストもわかりやすくまとめられており、とても楽しく、有意義なお話をたくさん伺うことができました。今回の話題提供者である白土氏を始め、ご参加頂いた方々にこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。(文責：平田義隆)

## 【CIEC 第131回研究会】

### 【開催概要】

開催日 6月9日(日) 17:00-18:30 (日本時間)

講演者: Dr. Patrick Carmichael (University of Cambridge, UK)

テーマ: Towards a Global Digital Infrastructure for Close-to-Practice Research in

会場: Zoomによるオンライン開催



### 研究会報告:

Patrick 博士は先に自己紹介及び Camtree (Cambridge Teacher Research Exchange: ケンブリッジ教師研究交流グループ) について紹介がありました。Camtree は現在世界中の個人教員、小中校、大学、専門開発機構、ブリティッシュ・カウンシルなどと連携し、伝統的なカリキュラム開発、言語教育、教室実践などに関連する研究だけでなく、データサイエンス、AI、STEM など新たな領域を教師研究にも取り込んであります。

次に、Camtree のデジタルライブラリについて紹介がありました。デジタルライブラリは教師の知識の共有、創造、合成、及び永続的に保存することを目的に開発されました。また、デジタルライブラリにおける論文のコレクション、査読方法、リポジトリ管理などについて紹介がありました。その他、AI を活用し、教室実践に関連する質問をすると、チャットボットが自動的に回答をまとめ、デジタルライブラリ中の関連論文をリストできる CamGPT について紹介がありました。まだ開発中のプロトタイプですが、秋に実用する予定があります。

最後に、教育実践とつなぐデジタルインフラに関連する紹介がありました。Camtree が目指す未来の教育研究のネットワークは分散型、オープン、AI 対応のネットワークインフラであり、これにより、教師研究の成果を長期的に保存、共有、そしてグローバルに促進することが可能になります。最後に、教育におけるグロ

ーバルな課題は、グローバルな解決策が必要であると講演を締めました。

講演終了後、参加者がデジタルライブラリのデモンストレーションや、日本から Camtree に参加の可能性などについて質疑し、活発な意見交換が行われました。

この研究会では、新しい試みとして、字幕アプリケーション「ZMEETING」を利用することにより、ほぼリアルタイムで日本語訳を確認することができる仕組みを取り入れました。報告者：李 凱（獨協大学）